（無人航空機検査事務の実施基準）

第六条　法第百三十二条の二十八第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　次に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法で無人航空機検査事務を行うこと。

イ　機体認証を受けようとする無人航空機　次に掲げる方法

(1)　型式認証等を受けた型式の無人航空機にあっては、無人航空機がその型式認証等に係る型式の範囲内であることを確認すること。

(2)　提示させる無人航空機を特定すること。

(3)　試験設備が適切であるかどうかを確認すること。

(4)　無人航空機が安全基準に適合するかどうかを確認すること。

ロ　型式認証等を受けようとする型式の無人航空機　次に掲げる方法

(1)　同一の型式に属する無人航空機の範囲が適切であることを確認すること。

(2)　提示させる無人航空機を特定すること。

(3)　試験設備が適切であるかどうかを確認すること。

(4)　無人航空機が安全基準に適合するかどうかを確認すること。

(5)　無人航空機が均一性基準に適合するかどうかを確認すること。

二　無人航空機検査事務に関する業務を行う部門の管理責任者は、登録検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

三　登録検査機関は、検査員の資質の向上のために、その教育及び訓練の機会を確保すること。

2　登録検査機関は、無人航空機検査事務を行ったときは、遅滞なく、当該無人航空機検査事務の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

3　前項の規定による無人航空機検査事務の結果の通知は、次の各号に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

一　機体認証を受けようとする無人航空機　次に掲げる事項を記載した機体認証検査結果通知書

イ　無人航空機の製造者等

ロ　無人航空機の型式及び製造番号

ハ　法第百三十二条の十三第一項の申請をする者の氏名又は名称

ニ　検査結果

二　型式認証等を受けようとする型式の無人航空機　次に掲げる事項を記載した型式認証検査結果通知書

イ　無人航空機の製造者等

ロ　無人航空機の型式

ハ　法第百三十二条の十六第一項の申請をする者又は法第百三十二条の十七第一項の承認を受けようとする者の氏名又は名称

ニ　検査結果

（登録事項の変更の届出）

第七条　登録検査機関は、法第百三十二条の二十九の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　前項の届出書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

（無人航空機検査事務規程の認可の申請）

第八条　登録検査機関は、法第百三十二条の三十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る無人航空機検査事務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録検査機関は、法第百三十二条の三十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る無人航空機検査事務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（無人航空機検査事務規程の記載事項）

第九条　法第百三十二条の三十第一項の無人航空機検査事務規程は、次の事項について定めるものとする。

一　無人航空機検査事務の実施方法及び検査に用いる機器に関する事項

二　無人航空機検査事務の能力及び範囲並びに種類に関する事項

三　無人航空機検査事務を行う時間及び休日に関する事項

四　無人航空機検査事務を行う事業所及び区域に関する事項

五　無人航空機検査事務の実施体制に関する事項

六　無人航空機検査に関する料金の算定方法及びその収納の方法に関する事項

七　無人航空機検査事務に関する秘密の保持に関する事項

八　無人航空機検査事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

九　法第百三十二条の三十二第二項の規定による開示請求に係る料金に関する事項

十　国土交通大臣に対する無人航空機検査事務の結果の通知の方法に関する事項

十一　検査に要する期間に関する事項

十二　無人航空機検査事務の実施組織から独立した組織が行う監査に関する事項

十三　前各号に掲げるもののほか、無人航空機検査事務の実施に関し必要な事項

（無人航空機検査事務の休廃止の許可の申請）

第十条　登録検査機関は、法第百三十二条の三十一の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする無人航空機検査事務の能力及び範囲並びに種類

二　休止又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を提供するための財務諸表等の表示の方法）

第十一条　法第百三十二条の三十二第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的方法）

第十二条　法第百三十二条の三十二第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿）

第十三条　法第百三十二条の三十七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十二条の十三第一項若しくは法第百三十二条の十六第一項の申請をする者又は法第百三十二条の十七第一項の承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名